秋田けやき会訪問介護ステーション
障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）
重要事項

１　事業者

法人名

社会福祉法人秋田けやき会

法 人 所 在 地

秋田県秋田市御所野下堤五丁目１番５号

電　話　番　号　０１８－８２６－０６５１

代 表 者 氏 名　　理事長　秋山　尚子

設 立 年 月 日　　平成７年８月１日

事業者が行っている他の事業

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

［介護老人福祉施設］　（定員１０６名）

［地域密着型介護老人福祉施設］（定員２９名）

［短 期 入 所 生 活 介 護］　（定員１４名）

［通　所　介　護］　（定員４０名）

［訪　問　介　護］

［居 宅 介 護 支 援 事 業］
［地域包括支援センター］
［軽費老人ホーム　ケアハウス］（定員１００名）

２　事業所の概要

事業所の種類

居宅介護、重度訪問介護

事 業 の 目 的

障害者総合支援法の理念　に基づき、障害支援区分の認定を受けた利用者に対し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

名　　称

秋田けやき会訪問介護ステーション

所　在　地

秋田県秋田市御所野下堤五丁目１番５号

電 話 番 号　０１８－８３８－６３８４

管 理 者 氏 名　　菊地　香代子

運 営 方 針

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用

者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

　また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、地域との連携を重視しながら、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者が必要とするサービスを提供するものとする。

開設年月日　　平成１２年４月１日

交　通　の　便

　バス／秋田駅より中央シルバーエリア下車

通常の事業の実施地域

秋田市全域

第三者評価の実施　　なし

営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 （ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日を除く）
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで

※緊急やむを得ない事情等の場合は、営業日・営業時間以外でも居宅介護等の提供を行うものとする。

３　職員の体制

当事業所では、利用者に対して居宅介護、重度訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（令和８年４月１日現在）

職　種	職　務　内　容	人　員
１． 管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。	１人 サービス提供責任者と兼務
２． サービス提供責任者	居宅介護、重度訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下、「居宅介護等計画」という。）の作成等を行います。	１人以上 訪問介護員と兼務
３． 訪問介護員	居宅介護等計画に基づき、サービス提供を行います。	常勤換算 ２.５人以上

４　サービスの主たる対象者

身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者、難病患者

５　サービスの内容

（１）当事業所では、利用者の意向や心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「居宅介護等計画」を作成します。居宅介護等計画は利用者や家族等に説明を行い、同意を得た上で交付します。なお、居宅介護等計画は必要に応じて見直し等を行います。

（２）居宅介護及び重度訪問介護として、下記のサービス内容から居宅介護等計画に位置付けられたサービスを提供します。（担当する相談支援事業者がサービス等利用計画を作成している場合は、当該計画書の内容に沿って提供します。）

サービス内容

区分と種類		内容
身体介護	入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等をします。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換等を行います。
	食事介助	食事の介助を行います
	更衣介助	衣服の着脱介助を行います。
	その他	その他日常生活を営むために必要な身体介護
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。（家族分の調理は行いません。）
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。（家族分の洗濯は行いません。）
	掃除	利用者の居室の掃除を行います。（利用者以外の方の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
	買い物等	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物等を行います。（預貯

		金の引き出しや預け入れは行いません。）
	その他	その他日常生活を営むために必要な家事の援助
通院等介助		通院等又は官公署並びに指定相談支援所への移動（公的手続き又はサービス利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は受診等の手続きを行います。
重度訪問介護		日常生活全般に常時の介護・支援を要する方に、身体介護や家事援助等の上記サービスを総合的かつ断続的に提供します。

※その他、生活等における相談や助言等を行います

６　利用料金

（１）介護給付費支給対象サービス

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定め

る基準により算出した額）のうち９割が介護給付費の給付対象になります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス利用料金の１割の額を事業者にお支払いいただきます。

★基本サービス費、各種加算の詳細につきましては料金表を参照下さい。

★介護給付費支給対象サービスの利用者負担額は上限が定められております。

★事業者が代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者が介護給付費の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

★関係法令の改正があった場合には、改訂後の金額に変更します。

（２）交通費

この事業による居宅介護、重度訪問介護に要した交通費は徴収しません。

（３）利用料の支払い

サービスの利用料金は１ヶ月ごとに計算しご請求しますので、利用者はこれを当事業所が指定する方法でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

７　サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス実施時の留意事項

①居宅介護、重度訪問介護の実施に関する指示・命令

居宅介護、重度訪問介護の実施に関する指示･命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護、重度訪問介護の実施にあたっては、利用者の意思決定支援を行うなど利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

②備品等の使用

居宅介護、重度訪問介護の実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は

無償で使用させていただきます。

③同居家族に対するサービス提供の禁止

職員は、自身の同居の家族である利用者に対するサービス提供はしません。

（２）サービス内容の変更・追加

①サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

②サービスの変更・追加は、職員の稼働状況により利用者の希望する時間にサービス提供ができないことがあります。その場合、他の利用可能日時を提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をします。

（３）利用開始前のサービスの中止

　利用予定日前日の午後５時までに通知なく、サービスを中止された場合には取消料として当該サービスに係る人件費等の実費相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の正当な事由がある場合には、この限りではありません。

（４）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

　サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

　人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

　以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が施設に入所した場合
・利用者の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払を６ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対してハラスメント行為や本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了さ

せていただく場合がございます。

８　事故発生時の対応

①居宅介護、重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村及び当該利用者に係る相談支援事業者に対しても、速やかに連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況や処置について記録し報告します。

②当事業所の責任で事故が発生した場合には、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、利用者の過失や、予測出来ない事態による事故の場合は、損害賠償を行わない、又は損害賠償の額を減じることがあります。

９　緊急時の対応

当事業所は、居宅介護、重度訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主

治医に連絡する等必要な措置を講じます。

１０　虐待の防止対策

（１）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

② 虐待防止のための指針を整備しています。

③ 成年後見制度の利用を支援しています。

④ 職員に対する虐待防止を普及・啓発するための研修を定期的に実施しています。

⑤ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　菊地　香代子

（２）サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに秋田市障がい者虐待防止センター等へ通報します。

１１　身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１２　感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果につ

いて職員に周知徹底を図っています。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（３）職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

１３　業務継続計画の策定

事業者は、感染症や自然災害発生時でも利用者への居宅介護を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じています。

（１）事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しています。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしています。

１４　ハラスメント対策

（１）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１５　秘密保持

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

１６　利益供与等の禁止

（１）事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行

う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

（２）事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

※他の障害福祉サービスの事業を行う者等とは、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人（サービスの利用希望者を紹介した者等）を含みます。

１７　連絡調整に対する協力

事業所は、居宅介護、重度訪問介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者

が行う連絡調整にできる限り協力します。

１８　連携

（１）事業所は、居宅介護、重度訪問介護の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

（２）事業所は、居宅介護、重度訪問介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

１９　苦情受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

★公的機関へ直接の苦情申出もできます。

★事業者と申出人同士の話し合いで解決できない場合は、運営適正化委員会で、

中立、公正な立場で解決に向けての相談や助言調査等を行います。

●当事業所の苦情相談窓口

秋田けやき会 訪問介護ステーション	住所 秋田市御所野下堤五丁目１番５号 電話番号 ０１８－８３８－６３８４ ＦＡＸ ０１８－８２６－０６５２ 担当者 菊地　香代子　　石井　進一 対応時間 午前８時30分～午後５時30分

★緊急時は24時間対応

●苦情解決責任者

やすらぎホームけやき	住所 秋田市御所野下堤五丁目１番５号 電話番号 ０１８－８２６－０６５１ 氏　　名　　施設長　柿崎　博行

●公的機関の窓口

秋田市障がい福祉課	住所 秋田市山王一丁目１－１ 電話番号 ０１８－８８８－５６６３ ＦＡＸ ０１８－８８８－５６６４ 対応時間 午前８時30分～午後５時15分

秋田県国民健康保険団体連合会（国保連）	住所 秋田市山王四丁目２－３ 電話番号 ０１８－８８３－１５５０ ＦＡＸ ０１８－８８３－１５５１ 対応時間 午前９時～午後５時
秋田県福祉サービス相談支援センター（運営適正化委員会）	住所 秋田市旭北栄町１－５ 電話番号 ０１８－８６４－２７２ ＦＡＸ ０１８－８６４－２７４２ 対応時間 午前８時30分～午後５時

★土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く